

事前申請が必要です。購入後の申請は、助成対象になりません

65歳以上の高齢者が対象

シニアカー（ハンドル型電動車椅子）の 購入費を助成します

高齢者が外出する際の利便性の向上や自立した生活を営むための支援のほか、社会参加の促進を図ることを目的として、シニアカーの購入に要する費用の一部を助成します。

【対象者】 ※すべての要件を満たす方

- ①海津市に住所があり、現にその住所に居住している65歳以上の方
- ②介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保険給付によるシニアカーのレンタルを受けることができない方
- ③自動車運転免許証を保有していない者又は自動車運転免許証の保有者であって返納を予定している方
- ④市税等の滞納がない方

【助成対象となるシニアカー】

市内の販売店から購入した日本産業規格T9208と同等以上の性能を有するもの

※損害賠償保険への加入が必須です。加入しない場合は、助成対象になりません。

※1人1台限り。

【助成金額】

シニアカー購入費の2分の1以内の額 上限10万円

（1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てとなります。）

【申請の流れ】

裏面をご確認ください。



【注意事項】

- ・走行中、事故にあわれたり怪我をされたりした場合、市は補償しません。必ず、損害賠償保険に加入してください。
- ・故障した場合の修理やバッテリー交換にかかる費用及びその他の維持管理費等は全てご自身の負担となります。
- ・シニアカーを使用されなくなった場合、市では引取りしません。

事前申請が必要です。購入後の申請は、助成対象になりません

申請から助成金振込までの流れ

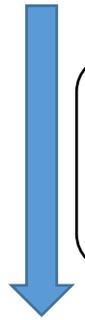
①高齡介護課で申請書等をもろう



②市内の販売店に見積もりを依頼する



③申請書を高齡介護課へ提出する



申請に必要な書類

- ・シニアカーの見積書（発行から2か月以内）
- ・日本産業規格T9208と同等以上の性能を有することが確認できる書類
- ・加入予定の損害賠償保険の内容が分かる書類

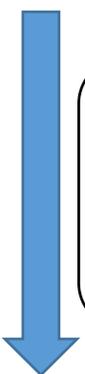
④高齡介護課から助成金交付決定通知書が送付される



⑤市内の販売店でシニアカーを購入する



⑥購入報告書（実績報告書）を高齡介護課に提出する



実績報告に必要な書類

- ・シニアカー納品証明書
- ・購入領収書
- ・損害賠償保険に加入したことを証明する書類
- ・運転免許証を返納したことを証明する書類（※返納した場合のみ）

⑦高齡介護課から助成金額確定通知書・助成金交付請求書
が送付される



⑧助成金交付請求書を高齡介護課へ提出する



⑨高齡介護課から助成金が振り込まれる

